

第3回広島県食品安全推進協議会の意見一覧及び意見への対応について

意見提出委員	議題	意見	対応課	意見への対応	回答
山内委員	1	次期推進プランの領域2の表題が「安心感の醸成」となっていますが、「感」の文字があると主観的なニュアンスがします。「安心の醸成」とか「安心を育む」などとしてはいかがでしょうか。	食品生活衛生課	意見への回答	・安全は行政が取組を実施することで、確保できるものと考えますが、安心は行政の取組により、消費者が感じることで得られるものと考えられるため、従前のとおり「安心感の醸成」とします。
	2	資料6のリスコミの活動指標に関して、コロナ関連の「積極ガード店」の訪問調査件数も加えてはいかがでしょうか。	食品生活衛生課	意見への回答	・広島積極ガード店への訪問調査は、業務委託により、登録施設の中から抽出して実施しているため、年度ごとの活動指標としては望ましくないと考えております。また、消費者の新型コロナウイルス感染症に対する不安の解消については、広島積極ガード店への登録件数を増加させることで可能であると考えられるため、活動指標としておりません。
村上委員	1	資料1のp21「現状と課題」の表、3つ目の○の事項(現状)広島県食品自主衛生管理制度は、より高い……制度の普及が進んでいない。 この原因の追及が必要なのではないでしょうか。 例えば次のようなことです。 ・認証におけるコストや手間と認証のメリットが釣り合うかの検証。 ・この制度と令和3年6月のHACCP導入義務化との関連がどうなのか業者に十分理解されているか。→ 場合によっては、現在広島県のHPで提示している業界別の認証基準や作成の手引きにもHACCP義務化との関係に関する解説を加える必要があるのかもしれない。	食品生活衛生課	意見への回答	・今回の食品衛生法の改正に伴い、すべての食品等事業者にはHACCPが義務化されることから、本県の食品自主衛生管理認証制度も存続または廃止の検討を行うため、令和元年度に、各認証機関の方に集まっていただき、広島県食品自主衛生管理認証制度検討会を開催しました。その中で、認証機関の方がすでに認証を取得している施設の方の意見を伺った際に、認証を維持するための費用等を考慮しても、対外的にHACCPに関する認証を取得していることがアピールできるため、制度を継続してほしいという声が多かったという意見があり、継続させた経緯があります。 小規模事業者等に導入が求められる「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」は、各業界団体が示す手引書を参考にする等の簡略化された衛生管理を実施することで導入と見なされるため、手引書導入後の管理記録の作成、手引書の定期的な見直し等のHACCPの定着が課題になると考えています。本県の認証制度は、認証取得後3年ごとに更新があり、食品等事業者が苦慮すると思われるHACCPの定着を定期的に確認できるというメリットがありますので、そのようなメリットの部分事業者に理解してもらえように周知していく必要があると考えています。 今後、御意見のように、県HPにおいて、認証制度とHACCP義務化の関連性を記載していくことも検討してまいります。
川本委員代理	1	資料1 6P(1) すべての食品等事業者に、HACCPに沿った衛生管理が、令和3年6月義務化される。実施後の事業者の現況を知らせて欲しい。	食品生活衛生課	意見への回答	・令和3年6月以降、現況が把握できましたら、当協議会において、お知らせしていきます。
		資料1 9P 食品表示の点検状況は、1/3程度不適正な表示食品で表示食品の安全性を著しく欠いています。厳しい点検指導を徹底してください。	食品生活衛生課	意見への回答	・広島県食品表示適正化推進月間における一斉点検については、1施設に1つでも不適正な表示食品が見つければ、不適正表示が見つかった施設に計上しており、販売する食品の1/3程度が不適正の表示食品ということではありません。 一方で、貴見のとおり、一定数の不適正表示が見受けられるため、今後も点検を実施し、適切な指導を行っていきます。
		資料1 15P 生産者の取組で広島県産の農産物に、販売時GAPの表示をお願いしたい。 例①「カクテルトマト」 栃木県産、農林水産祭内閣総理大臣賞、 ASIAGAP認証登録番号A090000018で生産されました。 農業生産法人(有)グリーンステージ大平 GAP認証の表示をして消費者に購入の選択ができるようにして下さい。 例②「水素水で育った苺」 三次市の農業法人 田中農業研究所(株)の苺を広島そごうで購入しました。 今後栽培方法の多様化が見込まれます。 消費者に情報と対応について公開してください。	農業技術課	意見への回答	・GAPは、生産者が生産工程を適切に管理し、経営の土台を構築する手法の一つとして推進しています。その上で、生産者が、GAP認証マークの貼付を必要と考える場合、任意で表示するものであり、また、マークの貼付には使用料が発生することもあるため、販売時に一律に表示するよう生産者の取組に入れることは難しいと考えています。
	資料2 消費者の役割を果たすため、推進プランに沿って協力してまいります。	—	—	—	
	2	資料5 広島県消費者団体連絡協議会と連携を図り積極的に活動していきたい。	—	—	—
3	資料8 新型コロナウイルス感染症の拡大はあるが、R3年度も継続して欲しい。	食品生活衛生課	意見への回答	・R3年度は、新プランの数値目標を新たに確認していきます。	
4	新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店と広島積極ガード店を引き続き増やして欲しい。	食品生活衛生課	意見への回答	・新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店と広島積極ガード店については、新プランの活動指標に設定しておりますので、引き続き増やしていく予定です。	
石田委員代理	1	消団連と連携して、食品表示ウォッチャーに、毎年の年末に取組んでいますが、消費者の食品に対する意識の高まりを感じています。	—	—	—
	2	具体的な取組が明記されており、わかりやすいと思います。	—	—	—
	3	すべての年代、性別の人が、同じ意識を持てるよう、広告の方法も、さらに向上させる必要があると思っています。	—	—	—

意見提出委員	議題	意見	対応課	意見への対応	回答
原田委員代理	1	行政・事業者・県民が全体で取り組むとは言え、全体にわたり、活動指標の設定について、行政が主導で取り組む事項が定量的な指標で示されており、当初案から改善されていると認識する。	—	—	—
		9頁の食品表示点検状況について、3分の1の事業所で不備があると指摘があり、このデータのみ見れば、不適合比率としては多い傾向にあると認識する。 他方、表示違反(不良)による自主回収件数は現状18件から8件に減らすとあるが、自主回収が必要とされる事業の「状態や危険レベル」の危険度を分かり易く示す必要があるのではないかと。	食品生活衛生課	プラン案の修正	・貴見のとおり、食品表示法違反の食品の回収報告におけるクラス分類について、プラン案のP36Iに記載します。 なお、食品表示法に基づく食品の自主回収の届出対象等の詳細は、令和3年2月26日付け消費者庁通知により示されたところです。
		本年6月から食品の回収情報の報告の義務化に伴い、回収報告の迅速化が必要になるが、回収報告システム活用を前提とすれば活用率は60%ではなく、より高めの目標で指標値は設定されるべきではないかと。報告義務が生じる案件は全てシステムからの報告とすれば良いのではないかと。	食品生活衛生課	意見への回答 プラン案の修正	・貴見のとおり、回収報告については、迅速である必要があるため、すべてを食品衛生申請等システムによる報告とするのが望ましいと考えています。一方で、インターネット環境を使えない事業者も一定数いることが想定されるため、100%とすることは難しいと考えており、活動指標の目標値を「80%」に修正します。
		食品表示講習会はWeb出席も可能にすれば、より多くの受講者が参加できるため、講習会はWeb対応も検討いただきたい。	食品生活衛生課	意見への回答	・食品表示講習会の中には、適正表示推進者を育成するための講習会もあり、そのような講習会では、本人確認が必要となりますので、一律のWeb対応は難しいと考えております。また、講習会は様々な部署で実施しており、各実施部署との調整が必要となりますので、Web対応について今後も継続して検討してまいります。
		事業者(企業)は異動があるが、適正表示推進者の県の育成数50人/年の設定は妥当な目標であるかと。	食品生活衛生課	意見への回答	・適正表示推進者の育成講習会は、平成21年度から開催しており、新規の受講希望者は減少傾向にあります。現在は、すでに適正表示推進者になっている方へのフォローアップ講習会の開催にも力を入れているところです。そのため、育成数の活動指標の目標値は50人/年としています。
	2	資料5-1-1(1)の農産物の安全性の確保について、広島県自主衛生管理の取得(全農広島鶏卵)とあるが表記変更(取得→更新)願いたい。	食品生活衛生課	プラン案の修正	・貴見のとおり、修正します。
		2-1(1)のHACCPの定着について、日本チェーンストア協会と統一性を図り表記変更(講習会の受講→講習会への参加)願いたい。	食品生活衛生課	プラン案の修正	・貴見のとおり、修正します。
		資料6の危機管理について、危険度ⅠとⅡを報告対象とするとあるが、その内容についても、予め明示しなければ、事業者側は回収の基準を明確に把握できていないのではないかと。	食品生活衛生課	プラン案の修正	・貴見のとおり、食品衛生法違反又はそのおそれがある食品の回収報告におけるクラス分類について、プラン案のP30Iに記載します。
	4	メディアの報道等を通じて、新型コロナウイルスによる感染症拡大に伴う各行政機関の保健衛生に携わる部局の負担は、極端に増加していると認識している。 さらに、本年6月から、改正食品衛生法に伴う措置の義務化により、食品安全衛生に係る事務負担の増加が推察される。 こうした状況に鑑み、必要な対応を行うために予算措置と要員体制の確保は不可欠であると思料する。	食品生活衛生課	意見への回答	・貴見のとおり、新型コロナウイルス感染症に関連する業務及び食品衛生法改正に伴う対応により、保健衛生部門を中心に各保健所における負担は大きくなっております。 そのため、今後も、必要な予算措置および人材適所の人員配置に努めてまいります。
	福島委員	4	コロナウイルス感染症は食品を通じて発生した事例がないことをPRしてほしい。食品メーカーの従業員が感染した場合、間違っただけで営業、製造が出来なくなる恐れがある。	食品生活衛生課	意見への回答
石川委員代理	1	素案につき、正会員に案内し特に意見はありませんでした。 HACCPの考え方を取り入れた食品衛生管理の手法の定着に向け、協会としても情報収集と情報共有に資したい。	—	—	—
	2	資料5のとおり取り組みます。	—	—	—
	3	資料8に同意します。	—	—	—